

○瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成24年3月27日

規則第1号

改正 平成24年12月11日規則第14号

(題名改称)

平成29年3月31日規則第11号

瑞穂町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年規則第11号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年条例第8号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(平成24規則14・一部改正)

(交付申請)

第2条 条例第5条の規定による交付申請は、政務活動費交付申請書(様式第1号)により申請するものとする。

(平成24規則14・一部改正)

(交付決定)

第3条 町長は、条例第6条の規定により、政務活動費の交付を決定したときは、政務活動費交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(平成24規則14・一部改正)

(交付請求)

第4条 条例第7条第1項の規定による交付請求は、政務活動費交付請求書(様式第3号)により請求するものとする。

(平成24規則14・一部改正)

(収支報告書)

第5条 条例第8条第1項に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告書は、政務活動費収支報告書(様式第4号)により報告するものとする。

2 議長は、前項の報告書の写しを町長に送付しなければならない。

(平成24規則14・旧第6条繰上・一部改正)

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成し、当該支出に係る領収書等の証拠書類を整理し、及び保管しなければならない。

(平成24規則14・旧第7条繰上・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(平成24規則14・旧第8条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の瑞穂町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月11日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略